

広島県告示第二百四十二号

令和元年広島県告示第七百五十七号（広島県立福山若草園における手数料）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後														改正前															
		予（略）防接種料														予（略）防接種料															
		健康診断料又は予防接種料														健康診断料又は予防接種料															
		（略）														（略）															
		単位														単位															
		金額														金額															
成人用肺炎球菌	（略）	一回に	八、一八〇円														一回に	八、一八〇円													
	（略）	一回に	（略）														一回に	（略）													
新型コロナウイルスワクチン	（略）	一回に	一五、五七〇円														一回に	一五、五七〇円													
	（略）	一回に	（略）														一回に	（略）													
ザインフルエンザ	（略）	一回に	五、二〇〇円														一回に	五、二〇〇円													
	（略）	一回に	（略）														一回に	（略）													
小児用肺炎球菌	（略）	一回に	九、一三〇円														一回に	九、一三〇円													
	（略）	一回に	（略）														一回に	（略）													
麻しん	（略）	一回に	六、三六〇円														一回に	六、三六〇円													
	（略）	一回に	（略）														一回に	（略）													
二種混合	（略）	一回に	四、七二〇円														一回に	四、七二〇円													
	（略）	一回に	（略）														一回に	（略）													
五種混合	（略）	一回に	一九、六四〇円														一回に	一九、六四〇円													
	（略）	一回に	（略）														一回に	（略）													
水痘	（略）	一回に	八、三四〇円														一回に	八、三四〇円													
	（略）	一回に	（略）														一回に	（略）													
破傷風トキソイド	（略）	一回に	四、一八〇円														一回に	四、一八〇円													
	（略）	一回に	（略）														一回に	（略）													
おたふくかぜ	（略）	一回に	六、三六〇円														一回に	六、三六〇円													
	（略）	一回に	（略）														一回に	（略）													

